

令和5年度

聖籠町職員採用試験案内（土木（民間企業等職務経験者））

聖籠町役場
聖籠町大字諏訪山 1635 番地 4
電話 0254-27-2111（内線 225）
担当：総務課 職員採用担当

聖籠町職員採用試験（土木（民間企業等職務経験者））を次のとおり行います。

1 試験区分、職種、受験資格、採用予定人員

試験区分	職 種	受 験 資 格	採用予定人員
民間企業等 職務経験者	土 木	昭和 48 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、民間企業等において、土木工事の設計、施工管理に関する職務経験が 3 年以上ある者	若干名

○ 職務経験について

- ・ 「民間企業等」には、会社員、公務員、団体職員、自営業者としての経歴が該当します（正社員、契約社員、派遣社員等の雇用形態は問いません）。
- ・ 「職務経験」には、1 週間当たり 30 時間以上の勤務に就業していた期間が該当します。
- ・ 休業期間（産前産後休業、育児休業、介護休業を除く。）は、職務経験に含めることはできません。
- ・ 受験申込時に、職務経歴書（任意様式）を提出してください。

○ 欠格条項

次のいずれかに該当する方は、受験できません。

- ・ 日本の国籍を有しない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 聖籠町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験の方法

区 分	日 時 ・ 内 容	試 験 場
第1次試験	令和5年8月4日（金）提出期限 ・書類及び作文による選考 ※作文について テーマ：聖籠町の行政運営における土木技術者の役割とは その他：400字詰め原稿用紙3枚以上（1,200字程度）、かつ、直筆で作成すること	—
第2次試験	令和5年9月上旬を予定 ・面接試験	聖籠町役場 日時は、第1次試験合格者に通知

3 試験結果の通知

区 分	時 期	方 法
第1次試験結果通知	令和5年8月中旬～下旬の予定	聖籠町役場の掲示場に受験番号を掲示するほか、受験者全員に対して通知する。
第2次試験結果通知	令和5年9月中旬～下旬の予定	

4 採用の日

令和6年4月1日を最初の採用の日とします。

5 給与（令和5年4月1日現在）

給与は、聖籠町職員の給与に関する条例の規定により支給します。

初任給は、学歴や職歴等によって異なりますが、大学卒業後、職務経験（※）が3年ある場合で205,400円です。この他、期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当等が支給されます。

※ 採用される職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間

6 受験手続

(1) 申込書

- 聖籠町役場総務課（2階）で配布しています。
- 聖籠町のホームページ（<https://www.town.seiro.niigata.jp>）からダウンロードできます。
- 郵送請求も可能です。

申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「**土木試験（職務経験者）受験申込書請求**」と朱書きし、84円切手（速達を希望する場合は、その料金を加えること。）を同封のうえ、以下の請求先まで請求してください。

【申込書の請求先】 聖籠町役場 総務課 職員採用担当

所在地 〒957-0192 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635 番地 4

電話番号 代表 0254-27-2111 内線 225

(2) 申込方法

申込書に所要事項を記入し、押印し、写真（縦 4 cm、横 3 cm、写真裏面に名前を記載）1 枚を貼り、職務経歴書（任意様式）及び作文と合せて聖籠町役場総務課に提出してください。

なお、申込書等を郵送で提出する場合は、封筒の表に「**土木試験（職務経験者）受験**」と朱書きし、書留郵便等確実な方法で提出してください。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

申込書等の受付は、令和 5 年 8 月 4 日（金）午後 5 時 15 分までです。ただし、郵送の場合は、令和 5 年 8 月 4 日（締切日）の消印のあるものまでは有効です。

なお、受付期間後の申込みは受け付けません。

イ 受付時間

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

7 その他

- (1) 受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査します。
- (2) 最終合格発表後、職務経歴の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。なお、必要な職務経歴が確認できなかった場合は、採用されません。
- (3) 受験資格を満たしていないことが判明した場合は、合格を取り消します。